

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業のご案内

—子育てしながら保育士の仕事を続けたい方へ—

「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業」は、未就学児を持ち、神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市を除く）に所在する保育所等に新たに勤務する保育士及び保育所等に雇用されている保育士であって、産後休暇または育児休業から復帰する方に、一年間を限度とし保育料の一部を貸付する制度です。

この貸付は貸付期間終了後、対象の施設等で職種を保育士または保育教諭として2年間継続して保育業務に従事(週20時間以上)することで返還猶予・返還免除申請が可能となります。

ただし、幼稚園教諭としての従事は対象外となります。

<貸付要件等>

対象となる施設等で週20時間以上の勤務をし、以下の①～③の条件を満たす方が対象となります。

- ① 未就学児を持ち、神奈川県内市町村（横浜市、川崎市を除く）に所在する次の施設または事業（保育所等）に新たに保育士として勤務する方及び保育所等に雇用されている方であって、産後休暇や育児休業から復帰される方
 - ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - イ) 学校教育法第1条に規定する『幼稚園』のうち、次のもの
 - ・教育時間の修了後等に行う教育活動（預かり保育）
 - ・『認定こども園』への移行を予定している施設
 - ロ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第2条第6項に規定する『認定こども園』
 - リ) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、第10項に規定する小規模保育事業、第11項に規定する居宅訪問型保育事業、第12項に規定する事業所内保育事業
 - レ) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
 - ル) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
 - ロ) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業
 - リ) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ル) 市町村等で単独保育制度にかかる保育施設（認定保育施設）など
 - ロ) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
- ② 貸付申請時（申込時）に子どもが保育所等に入所または利用が決定したことが確認できること
- ③ 連帯保証人をたてること
 - ・連帯保証人は、日本国内に居住する20歳以上、80歳以下で、原則独立した生計を営むなど安定した収入がある者（前年度の収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方）
 - ・連帯保証人が外国籍の場合は、在留資格が永住者であること

<貸付期間・貸付額>

- ① 未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とします。
 - ※保育料負担額の変更が生じた場合、貸付額が変更されることがあります。
 - ※保育料とは、施設利用において通常必要とされる利用料（実費徴収、特定負担は含まれません）
- ② 勤務開始日から1年間を限度とします。

<貸付募集期間>

令和8年度より貸付募集期間が定められました。「かながわ福祉人材センター」ホームページにて申請募集スケジュールをご確認のうえ、必ず募集期間内に申請してください。

<貸付金利息>

無利子ですが、返還となり返還期限（返還開始から20か月以内）を過ぎると貸付元金の残額に対し、年3%の延滞利子が日割りで加算されます。

<返還について>

保育士業務に従事しなくなった等、返還免除要件を満たさなくなった場合、貸付金は全額返還となります。返還免除要件を満たさなくなった場合は、かながわ福祉人材センターまでご連絡ください。

<貸付申請に必要な書類>

申請手続きに必要な書類をそろえて、かながわ福祉人材センター(下記郵送先)に郵送してください。

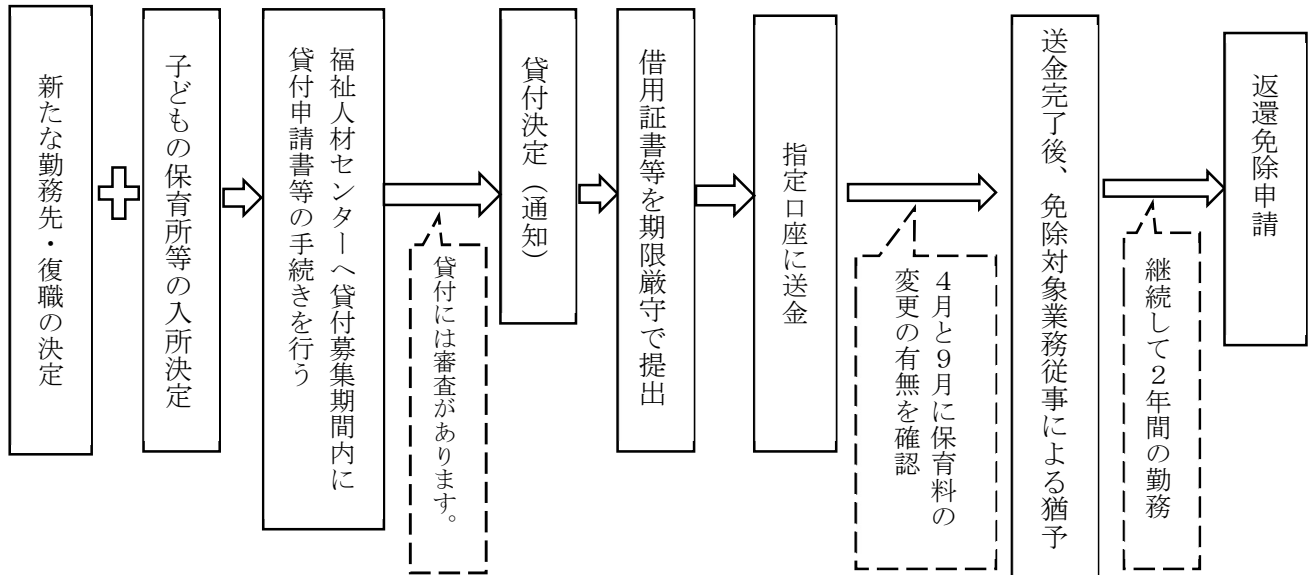
- ① 貸付申請書（様式★）
- ② 申請者の子どもの保育所等入所決定通知、保育料決定通知書等の写し
- ③ 申請者、申請者と同一生計の未就学児（保育料の対象者）と連帯保証人の住民票（コピー不可）
（本籍・マイナンバーなしの発行から3ヶ月以内のもの）
- ④ 勤務する保育所等の業務従事届（様式★）
- ⑤ 個人情報の取扱いについての同意書（様式★）
- ⑥ 保育士証の写し（旧姓での証明の場合、戸籍抄本または住民票に旧姓を標記したもの）

※（様式★）がついている書類は、かながわ福祉人材センターより郵送いたします。

※ このほか、貸付審査に追加で書類の提出が必要となる場合があります。

なお、貸付申請書類の返却は致しませんので、ご注意ください。

<申請手続きの主な流れ>



※送金完了後から返還免除を受けるまでの期間を、返還猶予期間と言います。

問い合わせ・郵送先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ福祉人材センター 貸付担当

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

TEL：045-312-4816 受付時間：月～金（土日祝日除く）9：00～12：00 / 13：00～17：00